

琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（対内調整)(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 在沖縄米系企業 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43429

外洋書局
経済学
1953.3.26

裁
期
(参考資料)

北米一課長

外資審議会(資本自由化問題)の
議題等について

45.3.12

経国二頁

1. 外資審議会は来3月26日に総会を開き
下記の議題により資本自由化問題と討議
する予定である。

- (1) 最近の外資案件処理状況の報告等
- (2) 調査小委員会報告
- (3) 次次自由化の進め方について

なお、このほか、自動車自由化、沖縄の外資内題
対外直接投資等について ~~詳細の~~ 質問が
あり、~~早急の~~ 回答
がなされる模様。

又、次次対内直接自由化については、小林会長が
できる限り早い時期に実施する強い意向を示
しており、これに対し7月中旬にも答申をまとめる。即時
閣議決定にもうかがいしている。

なお、同委員会は、自由化の最終時期を
46年度末から46年10月頃に繰り上げる
こととしている。

GA-6

外務省

べきであるとされている。

可能性がある。

3. 対外直接投資の大幅自由化について、最近
やや誇張された新聞報道が見られるところ、
当課の大蔵省(投資三課長、外資課長)より聴取
した情報は大略次のとおり。

(1) 本審議会において、昨年10月の規制緩和
措置(20ドルを超自動認可、20ドル超30万
ドルを超日銀審査)以後の認可実績報告
が行われてきた。

(2) 今後の自由化方針につき、一部委員から質問
がなされたが、大蔵省としてはその回答が
苦慮している。

(3) 具体的に自由化限度額をどの程度引き
上げるかに関しては、日米繊維問題に付随し
ていえることである。現段階では調整が
必要である。面談者は具体的な協議に
応じている。

(4) 新聞報道によれば、1件100ドルから1
300ドルを超認可基準を緩和するところ
である。上述のとおり、目下のところは
全然決定していない。300ドルの
根拠は新聞記者が100ドル以上も
あり得るという示唆を受けた、それ
を例として300ドル
という程度に勝手に推量し、
その理由。

GA-6

取扱注意

沖縄にある米国系企業の取扱い
(3月26日の外資審議会における経済
局長説明振り案)

昭和45. 3. 16
アメリカ局北米第一課

1. 昨年11月27日の佐藤総理大臣とニクソン大統領の共同声明において、沖縄の施政権の日本への移転に関連して、日米両国間において解決されるべき財政経済上の問題の一つとして、沖縄における米国企業の利益に関する問題があることに留意し、その解決につき両政府が話し合うことになっている。
2. 政府は、沖縄に進出している米国系私企業の取扱いについての判断の基礎とすべき十分な資料を有していない。従つて、政府は、この問題についての米国政府との具体的な話し合いに入るための前提として、目下米国政府を通じて、沖縄にある米国系私企業の実態についての調査を進めている段階である。
3. 政府としては、上記の調査を通じて、米国系私企業の実態についての正確な資料をえた上で、

○ミクソンの打ちあひ

米国政府と話し合い、問題の解決を図つて行く考えであるが、一般論としては、昨年の日米共同声明により沖縄の返還が確定する以前より、沖縄で正当に企業活動に従事している米国の企業等については、沖縄の本土復帰に際し、衡平に取扱うことが必要であると考えており、米国政府に対しても、そのような考え方を伝えてある。

他方、沖縄の本土復帰が具体的な日程にのぼつた後にも、沖縄への進出を図る米国系私企業がかなりあるが、これらの中には、復帰後の本土進出を直接の目的とするものもあると考えられる。これらのいわゆる「駆け込み」企業についての復帰後の取扱いについては、従来から正規の手続きを経て企業活動を行なっている企業の場合とは自ら別個の考慮が払われてしかるべきものとする。

4. なお、現在沖縄における外資系企業の事業活動及び投資の許可は、琉球政府が行なっているところ、沖縄の本土復帰が確定した以上、今後の外資免許発給に関する琉球政府の政策を、事

実上本土の外資政策に沿つたものとし、もつて復帰後の沖縄に本土の外資政策を適用する上での摩擦をできる限り避けるよう努めるとが望ましいと考えられる。よつて、政府は、上記の方策の具体化につき目下米琉両政府と話合つてゐる。